

一次エネルギー消費量算定プログラムの解説（住宅編）の修正

p.2-15 「2.「床面積」の入力」について、以下のように修正します。

修正前	修正後																
<p>p.2-16</p> <p>(2) 床面積の合計の計算</p> <p>床面積の合計は、当該住戸もしくは当該住戸の部分における熱的境界の内側となる部分の床面積の合計である。ただし、以下の場合は除く。また、天井高さが 2.1m 以上の部分は床があるとみなすこと。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1.1 床面積計算の特例</p> <table border="1" data-bbox="295 858 1086 1284"> <tr> <td>風除室、サンルーム</td> <td>非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。</td> </tr> <tr> <td>出窓</td> <td>壁心より突出が 50cm 以下の出窓の面積。ただし、壁心より突出が 50cm を超える場合の突出部分の面積は床面積に算入する。</td> </tr> <tr> <td>小屋裏収納、床下収納</td> <td>熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。</td> </tr> <tr> <td>物置等</td> <td>居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。</td> </tr> </table>	風除室、サンルーム	非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。	出窓	壁心より突出が 50cm 以下の出窓の面積。ただし、壁心より突出が 50cm を超える場合の突出部分の面積は床面積に算入する。	小屋裏収納、床下収納	熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。	物置等	居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。	<p>p.2-16</p> <p>(2) 床面積の合計の計算</p> <p>床面積の合計は、当該住戸もしくは当該住戸の部分における熱的境界の内側となる部分の床面積の合計である。ただし、以下の場合は除く。また、天井高さが 2.1m 以上の部分は床があるとみなすこと。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1.2 床面積計算の特例</p> <table border="1" data-bbox="1182 858 1973 1316"> <tr> <td>風除室、サンルーム</td> <td>非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。</td> </tr> <tr> <td>出窓</td> <td><u>外壁面より突出が 500mm 未満、かつ、下端の床面からの高さが 300mm 以上である腰出窓の面積。ただし、外壁面より突出が 500mm 以上の場合の突出部分の面積は床面積に算入する。</u></td> </tr> <tr> <td>小屋裏収納、床下収納</td> <td>熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。</td> </tr> <tr> <td>物置等</td> <td>居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。</td> </tr> </table>	風除室、サンルーム	非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。	出窓	<u>外壁面より突出が 500mm 未満、かつ、下端の床面からの高さが 300mm 以上である腰出窓の面積。ただし、外壁面より突出が 500mm 以上の場合の突出部分の面積は床面積に算入する。</u>	小屋裏収納、床下収納	熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。	物置等	居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。
風除室、サンルーム	非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。																
出窓	壁心より突出が 50cm 以下の出窓の面積。ただし、壁心より突出が 50cm を超える場合の突出部分の面積は床面積に算入する。																
小屋裏収納、床下収納	熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。																
物置等	居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。																
風除室、サンルーム	非密閉空気層とする場合の風除室及びサンルームの床面積。ただし、風除室等を熱的境界に囲まれた空間とみなす場合は床面積に算入する。																
出窓	<u>外壁面より突出が 500mm 未満、かつ、下端の床面からの高さが 300mm 以上である腰出窓の面積。ただし、外壁面より突出が 500mm 以上の場合の突出部分の面積は床面積に算入する。</u>																
小屋裏収納、床下収納	熱的境界の内側に存する小屋裏収納、床下収納のうち、建築基準法で定める延面積に算入されない小屋裏収納及び床下収納の面積。																
物置等	居室に面する部分が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間（以下、「物置等」）の床面積。																

【修正の主旨】

出窓の床面積不算入の条件を建築基準法における条件に合わせるように修正しました。